

## 専利法59条1項 特許権侵害の判断における特許請求範囲の「明確性」について

---

日付: Apr 30  
2020

欧州の大手家電メーカーSEB社は万慧達に依頼して、寧波泉力電気有限公司、寧波超超電器有限公司に特許権侵害訴訟を提起し、**2019年4月8日**、寧波中院より**(2018)浙02民初752号**の判決を得て、権利侵害が認められた。二審における、代理人万慧達が本件明細書に記載した内容や図面などの内部の証拠を十分に掘り出し、内部証拠は外部証拠より優先して解釈すべきだとの権利解釈の代理人の主張が最高法院知財庭から認められた。**2019年8月15日**、最高院は、**(2019)最高法知民終47号**判決を下し、1審の判決を維持した。